

年 月 日

地域密着型通所介護事業所における認知症加算に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了	
3 届出項目	① 認知症加算	
① 看護職員又は介護職員（常勤換算）	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	有・無
② 前年度又は前3月間の状況	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上である。	有・無
③ 研修等を終了した従業者の配置	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。